

## こども家庭審議会 「児童福祉文化財推薦」 審査の申請について（概要）

### － 出版物委員会（出版物） －

こども家庭審議会では、児童福祉法第8条第9項に基づき、児童の福祉の向上を図るために、「児童福祉文化分科会」を設けて「優れた文化財」の推薦を行い、児童の自主的で創造的な活動を助長すると同時に、児童福祉思想そのものの啓発と普及に努めております。

この趣旨に賛同し、審査を希望される出版物等の関係者は、下記の要領にて申請してください。

【提出物】	A 申請書（所定の様式使用、手書き不可）	1部
	B 申請する図書	3冊
	C 表紙画像（PDF）	1部

#### 【申請方法】 1 メール申請

- (1) こども家庭庁HPの児童福祉文化財ページから所定の様式（Excel）をダウンロードし、必要事項を入力してください。
- (2) 件名に【申請社名・作品名】児童福祉文化財推薦審査申請について」と表記し、上記「A」（Excel電子媒体）、「C」表紙画像を添付して下記アドレス宛にメールでご提出下さい。

#### 2 郵送物

下記提出先に提出物「A」「B」を送付して下さい。なお、メールでお送りいただいた申請書と内容が異なる場合は、必ずご連絡下さい。

【提出先】 〒100-6080 東京都千代田区霞が関3-2-5  
こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付  
こども家庭審議会児童福祉文化分科会事務局宛  
TEL 03-6863-0289  
メール [bunkazai@cfa.go.jp](mailto:bunkazai@cfa.go.jp)

【決定通知】 推薦が決定した場合には、文書でお知らせいたします。  
非推薦、または審査対象とならない申請の場合は、通知しません。  
当審議会での審査は年数回開催しますが、決定の通知には時間を要する場合がありますのでご了承願います。（児童福祉文化財の申請・審査フロー図参照）

#### 【注意事項、その他】

- 審議内容は、申請者の利益・不利益に関わるため非公表となります。
- 審査委員への連絡は事務局で行うこととなりますので、個別の連絡等のご遠慮下さい。
- 提出された作品は、原則として審査結果に関わらず返却しません。
- 児童福祉文化財に推薦した作品は、申請書に掲載された内容（表紙の画像含む）の一部をこども家庭庁HPや「児童福祉文化財年報」、普及啓発のためのポスターなどに掲載します。